



第3期  
諫早市教育振興基本計画  
令和5(2023)年度～令和9(2027)年度

令和5年4月  
諫早市教育委員会



## 諫早市教育方針

諫早市教育委員会は、市民の理解と協力のもとに、「教育のまち 諫早」をめざす。

このため、人間尊重の精神を基調として、徳・知・体の調和のとれた教育を推進するとともに、生涯を通じて学び、家族・郷土を愛し、国家及び国際社会に貢献できる個性豊かな人間の育成を図る。

特に、教育にたずさわる者は、その使命感に徹し、自らの識見を高めるとともに、深い教育愛と豊かな人間性を基盤とするすぐれた指導力を身につけ、相和して本市教育の充実発展に努める。

# 目 次

## 第1章 計画の策定について

---

- 1. 計画策定の趣旨 . . . 2
- 2. 計画の位置づけ
- 3. 計画の期間
- 4. 計画の進行管理

## 第2章 本計画の基本方針

---

- 1. 基本理念 . . . 4
- 2. 本市の教育が目指す人物像
- 3. 基本目標
- 4. 施策の体系

## 第3章 施策の展開

---

### 基本目標1 豊かな人間教育

- (1) 豊かな心の育成 . . . 10
- (2) 家庭・地域の連携による青少年健全育成
- (3) 地域が人を育み、人が地域を育む好循環のシステムづくり
- (4) 過去と未来をつなぐ学びの創造

### 基本目標2 確かな学力向上

- (1) 学校における指導体制の充実 . . . 20
- (2) 確かな学力の育成
- (3) 健やかな体の育成

### 基本目標3 教育環境の充実

- (1) 安全・安心で快適な環境づくり . . . 30
- (2) 安全・安心な学校給食の充実
- (3) 教育の機会均等の確保に向けた方策の推進

### 基本目標4 生涯学習の充実

- (1) 学びの場づくり . . . 41
- (2) 学びから行動へ

# 第1章 計画の策定について

## 第1章 計画の策定について

---

### 1. 計画策定の趣旨

諫早市教育委員会では、平成25年4月に「諫早市教育振興基本計画」を策定後、同計画の見直し等を行いながら、平成30年4月に「第2期 諫早市教育振興基本計画」を策定し、本市教育の振興に関する施策の推進を図ってきました。

教育を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の進展、グローバル化やICT化の進展がもたらす超スマート社会の到来など、急速かつ急激に変化をしており、こういう流れに的確に対応することが求められています。

このような状況の中、第2期計画の計画期限が令和4年度で終了となることから、新たに「第3期 諫早市教育振興基本計画」を策定し、本市教育行政を総合的かつ計画的に推進するため、基本目標と取り組むべき施策の体系を明示するものです。

### 2. 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法17条第2項の規定に基づく本市の教育振興基本計画であり、本市の教育方針である「教育のまち・諫早」をめざし、「第2次諫早市総合計画（2016～2025）」と整合を図りながら教育施策を実現するための教育分野における計画です。

### 3. 計画の期間

本計画は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間を計画期間とします。

### 4. 計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条による点検・評価を活用し、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。

## 第2章 本計画の基本方針

## 第2章 本計画の基本方針

### 1. 基本理念

夢を育み 未来を創る 教育のまち・諫早

### 2. 本市の教育が目指す人物像

多様で変化の激しい現代社会を生き抜くためには、一人一人が高い志をもち、生涯にわたって能動的に学び続け、その成果を社会貢献に活かしていく人材の育成が求められています。

そのために、まずは大人が輝き、その姿が子どもに憧れを抱かせ、夢を育む、その好循環を生むために、本市の教育が目指すべき人物像を次のとおり掲げます。

#### 『 自立 』 した人

主体的に課題を見つけ、学び、考え、判断し、行動し解決する資質・能力を持った人

#### 『 協働 』 できる人

健やかな体と生きるための強い心を持ち、人を思いやり、相互に支え合い、高めることができる人

#### 『 創造 』 性に富む人

柔軟な発想と創造性豊かな個性を身に付け、自ら学び、自らの能力を高めていこうとする意欲を持った人

#### 『 絆 』 を大切に育み活かす人

地域社会との交流を通して郷土諫早を愛し、地域の発展に尽くす人

### 3. 基本目標

基本理念に基づき、本市が目指す人物像を具現化するために、4つの基本目標を掲げ、その基本的方向を踏まえ、総合的かつ計画的に取り組む基本施策を次のとおり設定します。

#### 基本目標1 豊かな人間教育

学校・家庭・地域が連携し、子どもと大人が互いの顔が見える関係を築きながら、子どもたちが健やかに育つ環境をつくるとともに、自然や文化、社会活動など様々な体験活動を通して、子どもの社会性や自立性、郷土への愛着を育ていき、「地域の子どもは地域で育て、そこで育った子どもが将来、その地域の子どもを育てる」そのような好循環のシステムづくりを進めます。

- (1) 豊かな心の育成
- (2) 家庭・地域の連携による青少年健全育成
- (3) 地域が人を育み、人が地域を育む好循環のシステムづくり
- (4) 過去と未来をつなぐ学びの創造

#### 基本目標2 確かな学力向上

人口減少やグローバル化の進展、絶え間ない技術革新等により、予測困難なほど急速に変化していく社会で生活していくためには、新しい社会に適応する力だけではなく、生き抜く力の育成が求められます。主体的・対話的で深い学びや一人一人のニーズに応じた適切な支援を行うための体制づくりを推進する必要があります。

- (1) 学校における指導体制の充実
- (2) 確かな学力の育成
- (3) 健やかな体の育成



### 基本目標3 教育環境の充実

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、災害時には避難所になることもあることから、安全性を確保することが重要です。また、社会教育施設は、市民の気軽な集いの場であるため、誰もが利用しやすい環境づくりが必要です。

また、地域と一体となって子どもたちを育てていくためには、学校と保護者、地域住民のコミュニケーションの充実を図る機会づくり、体制づくりを構築することが重要です。

- (1) 安全・安心で快適な環境づくり
- (2) 安全・安心な学校給食の充実
- (3) 教育の機会均等の確保に向けた方策の推進

### 基本目標4 生涯学習の充実

市民一人一人が心豊かな人生を送るためには、あらゆる条件の人々が生涯にわたって能動的に学び続けることが必要です。いつでも快適に学習機会へアクセスすることや気軽にスポーツに取り組むことを可能とする環境を整備し、学びの成果を活かし行動へ結びつけるシステムの形成が必要です。

- (1) 学びの場づくり
- (2) 学びから行動へ

## 4. 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向性				
夢を育み 未来を創る 教育のまち・諫早	1 豊かな 人間教育	(1)豊かな心の育成	①相談体制の充実 ②いじめ・不登校防止対策の推進 ③道徳教育の充実 ④平和教育の推進 ⑤人権教育の推進 ⑥体験活動の充実 ⑦情操教育の推進				
		(2)家庭・地域の連携による青少年健全育成	①家庭教育の充実 ②地域社会の教育力の向上				
		(3)地域が人を育み、人が地域を育む好循環のシステムづくり	①笑顔と元気あふれる地域づくり				
		(4)過去と未来をつなぐ学びの創造	①歴史的資産の継承と活用				
	2 確かな 学力向上	(1)学校における指導体制の充実	①教職員の資質・能力の向上 ②特別支援教育の充実 ③校種間連携の推進 ④小規模校の学力維持・向上				
			(2)確かな学力の育成	①教材教具の整備充実 ②読書活動の推進 ③創意ある学習指導方法の工夫と改善 ④情報教育の充実 ⑤国際理解教育の推進 ⑥キャリア教育・ふるさとキャリア教育の推進			
				(3)健やかな体の育成	①学校保健の推進 ②学校体育の推進 ③食育の推進		
					3 教育環境 の充実	(1)安全・安心で快適な環境づくり	①学校施設の長寿命化改修 ②学校施設の適切な維持・管理・営繕の推進 ③学校の防災機能強化対策 ④快適な学習環境づくり ⑤学校安全の推進 ⑥通学区域及び学校規模の適正化 ⑦学校評価システムの活用 ⑧開かれた学校づくり ⑨学校・家庭・地域が連携・協働した教育の推進 ⑩生涯学習活動の場の整備
		(2)安全・安心な学校給食の充実					①衛生管理の徹底 ②安全性の確保 ③食育環境の充実
				(3)教育の機会均等の確保に向けた方策の推進			①安心して学習できる環境づくり
			4 生涯学習 の充実				(1)学びの場づくり
		(2)学びから行動へ		①学習の成果を活動につなげる仕組みづくり			



## 第3章 施策の展開

## 第3章 施策の展開

### 基本目標1 豊かな人間教育

#### （1）豊かな心の育成

いじめ、不登校、問題行動等については、どの学校でも起こりうることであり、学校現場においては、常に危機意識を持ち、その対応について検証・検討及び体制づくりをおこなっておく必要があります。

また、道徳教育、人権教育に加え、我が国は世界唯一の核兵器による被爆国であり、特に被爆県にある本市においては、平和や生命の尊さについて学び、理解し、発信する重要性を認識し、教育に活かしていくことは責務とも言えます。

近年その低下が懸念されている子どもたちの規範意識や社会性については、各種体験活動の充実により、豊かな心・強い心を育てながら醸成していく必要があります。

#### 【個別施策】

- ① 相談体制の充実
- ② いじめ・不登校防止対策の推進
- ③ 道徳教育の充実
- ④ 平和教育の推進
- ⑤ 人権教育の推進
- ⑥ 体験活動の充実
- ⑦ 情操教育の推進

#### ① 相談体制の充実

##### ア 小・中学校における心のケア体制の充実

市立の全小・中学校に心のケアに関する相談員を配置し、子どもたちや保護者が抱える悩みなどを気軽に話し、ストレスを和らげることで心のゆとりが持てるような環境を提供します。

また、相談員の資質・能力向上を図るための研修機会を充実させ、教職員やスクールカウンセラー<sup>※</sup>等との連携強化を図ります。

※「スクールカウンセラー」

心の問題の専門家として、学校現場において、児童生徒や保護者の悩みを聞き、教職員等のサポートを行う者

### イ 少年相談員等による不登校対策等の推進

少年相談員やスクールソーシャルワーカー<sup>※</sup>の活用等により、相談業務の充実を図るとともに、不登校をはじめ、家庭環境に問題を有する児童生徒宅への家庭訪問を実施し、個別事例への能動的対応を図ります。

※「スクールソーシャルワーカー」

少年センターや学校を拠点とし、不登校等児童生徒が抱える問題に対し、主に福祉的な視点から解決を図る者で、学校・家庭・地域の橋渡しや、医療機関等の外部機関と学校をつなぐ役割も担っている。

### ウ 専門相談員による個別相談会の実施

専門相談員（臨床心理士、医師及び大学教授等）による個別相談会を定期的を開催し、医療、福祉あるいは心理面など専門的見地からのアドバイスを提供する機会を充実します。

## ② いじめ・不登校防止対策の推進

### ア いじめ・不登校防止対策の推進

現状把握のための体制を充実させ、教育委員会と学校と関連機関等の連携を図りながら、確実な対応をとるとともに、速やかにその対策を講じます。また、各中学校区において、全児童生徒を対象とした「いじめ対策推進協議会」の活動を推進します。

### イ 生徒指導研修会の充実

幼・小・中の教職員等に対し、生活指導主任、生徒指導主事研修会等を定期的で開催し、学校間及び校種間の情報交換と連携を図ります。また、中学校に対しては、教育委員会による生徒指導に関する学校訪問を実施し、教育委員会と中学校間の情報共有化と連携強化を図ります。

### ウ 諫早市中学校連合生徒会の活性化

市内中学校の代表が集う諫早市中学校連合生徒会を定期的で開催し、いじめ防止に向けた取組を生徒自らが発案、実行する体制づくりを支援します。

また、連合生徒会リーダー宿泊研修会を開催し、各学校のリーダーとしての資質を育成するとともに、連合生徒会活動の活性化を図ります。

**エ 適応指導教室「ふれあい学級」における支援の充実**

不登校対策事業の一環として、「ふれあい学級」における支援を充実させ、自然体験やスポーツレクリエーション等各種体験活動を通じて「心の居場所づくり」と「学校復帰のきっかけづくり」に努めます。

**オ 各関係機関との連携強化**

学校、医療機関及び市関係部局との連携強化による情報の共有化と様々な悩みを抱える子どもたちに対する働きかけの充実を図ります。

また、専門相談員からの指導助言等により、対応の窓口となる少年センター職員の資質向上に努めます。

**カ メンタルフレンドによる家庭訪問の実施**

学生ボランティアを中心とした「メンタルフレンド」による学習支援や活動支援を行うとともに、いわゆる「ひきこもり」状態にある児童生徒宅への家庭訪問を行い、近い世代とのふれあいを通して、学校復帰へ向けた活動を推進します。

**③ 道徳教育の充実**

**ア 「特別の教科 道徳（以下、道徳科）」を要とした道徳教育の推進**

研修会の開催等による教職員の資質や指導力の向上を図り、道徳科を要として、児童生徒が、自立した一人の人間として、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を主体的に身に付けていくことができるような道徳教育の推進を図ります。

**イ 諫早市独自の道徳資料の活用**

本市の先人・偉人や伝統文化を題材とした道徳資料を活用した学習を推進します。

**ウ 道徳科授業の公開**

「長崎っ子の心を見つめる」教育週間において、現代的課題の学習に係る道徳科授業を公開するとともに、保護者や地域住民と連携した指導の推進を図ります。

#### ④ 平和教育の推進

##### ア 平和学習に向けた取組の充実

我が国は世界唯一の核兵器による被爆国であり、特に被爆県にある本市においては、平和や生命の尊さについて学び、理解し、発信する重要性を認識し、教育に生かしていくことは責務とも言えます。

8月9日長崎原爆の日の平和集会における平和教育はもとより、各教科学習の中で、「平和」が主題となり、又は関連がある単元については、意図的・計画的に学習を深める機会を設けます。

#### ⑤ 人権教育の推進

##### ア 人権・同和問題についての市民への啓発と実践

市内全ての公民館において人権・同和問題に関する講座を開催し、広く市民に対し学習の場を提供するとともに、若年世代から人権・同和問題について考え、理解を深める活動の充実を図ります。

##### イ 関係団体機関等と連携した総合的な人権啓発活動のあり方の検討

P T Aや青少年健全育成会等をはじめ、学校、市関係部局と連携し、いじめ問題等様々な課題についてワークショップや学習会の開催等人権啓発活動の充実を図ります。

また、近年全国的にSNS等によるいじめが問題となっているなど、新たな課題に対応するための研究、検討を継続的に行います。

##### ウ 人権週間に向けた取組の推進

児童生徒に対しては、人権週間を中心に人権意識の高揚のための取組を各学校において実施しています。児童生徒の発達段階や実態に即した実効性のある人権教育を実践するため、教職員の研修をはじめ人権教育全体計画の継続的な見直しを行います。

##### エ 共生社会の実現に向けた取組の推進

全ての人がお互いを尊重し、誰もが生き生きとした人生を享受できる共生社会の在り方について学ぶ機会を提供します。

#### ⑥ 体験活動の充実

##### ア 総合的な学習の時間におけるカリキュラムの充実

各小・中学校における総合的な学習の時間のカリキュラムについて精査及び研修会を通じた指導等を行い、探求的な体験活動を充実させることにより、夢や憧れを育む教育、豊かな心や困難に打ち勝つ強い心を養う教育の推進に努めます。



### イ 子ども体験活動の推進

かつて子どもたちは、仲間とともに自然の中で遊びながら、あるいは、地域において生活していく中で、さまざまな自然体験、社会体験を日常的に積み重ねて成長する機会に恵まれていました。

そのような体験が少なくなっている今、子どもたちの忍耐力や自立心、主体性、協調性等を育むために、自然体験や集団生活体験、勤労生産体験などの体験活動を推進していきます。

そのために、それらの活動に取り組むPTA、子ども会、青少年健全育成会等の団体に助言や支援を行うとともに、体験活動の場を提供している国立諫早青少年自然の家や諫早市こどもの城等との連携を図り、より充実した体験活動が行われるよう働きかけていきます。

### ウ 郷土愛育成事業の推進

ふるさと諫早の自然・文化・歴史から、ふるさとの良さ、豊かな人間性や美しいものに感動する心、汗を流して働くことの尊さなどを体験的に学び、郷土を愛し、生涯にわたってふるさとを支える人材の育成を推進します。

### エ 異文化交流体験の推進

いさはや国際交流センターと連携し、留学生との異文化交流体験を企画するイベントや講座を開催して、他国の文化や歴史を学ぶ機会を提供します。

### オ 社会性、職業観及び勤労観の育成

職場体験活動やボランティア活動等を通して、将来の夢や憧れを育む教育を推進します。

## ⑦ 情操教育の推進

### ア 情操教育の推進

情操豊かな子どもたちの育成に寄与することを目的に「小・中学校音楽会」「小・中学校美術展」「小・中学校科学展」を開催し、音楽、美術、科学に関する作品の発表や鑑賞の機会を提供します。

- ・「浜教育文化賞」等による子どもたちの学術・芸術活動の支援と人材育成の推進
- ・「八江学芸祭」の開催等による子どもたちの文化活動の発表機会の提供

イ 小・中学校における文化部活動等への支援

小・中学校の文化部等が九州大会又は全国大会へ出場する際の補助を行います。

【成果指標】（1）豊かな心の育成

成果指標	基準値(R3)	目標値(R9)
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う 児童生徒の割合	小 96.6% 中 97.8%	100%
全児童生徒に対する不登校児童生徒の割合 ※年間30日以上欠席した者	小 0.8% 中 4.8%	小 0.3%以下 中 3.0%以下
子ども体験活動支援事業（自然体験や集団生活体験及び 勤労生産などの体験活動）の実施件数	4件	20件

諫早市中学校連合生徒会の様子



小・中学校音楽会



## (2) 家庭・地域の連携による青少年健全育成

子育ての原点である家庭の教育力を高めることはもちろんのこと、地域子ども教室や通学合宿の推進など地域学校協働活動の活性化に取り組み、家庭や地域、関係機関・団体が連携し、子どもと大人が互いの顔が見える関係を築きながら、青少年が健やかに育つ環境をつくるとともに、自然や文化、社会活動など様々な体験活動を通して、子どもの社会性や自立性、郷土への愛着を育んでいく必要があります。

### 【個別施策】

- ① 家庭教育の充実
- ② 地域社会の教育力の向上

#### ① 家庭教育の充実

##### ア 家庭教育に関する研修会・講座の充実

これまで子育てへの関心が希薄になりがちであった父親を含め、全ての親の子育て支援施策としての学習支援推進のため、公民館における家庭教育講座の開催や、PTA等が行う研修会への支援を充実します。

##### イ 「子ども読書読早プラン」の推進

全ての子どもが、あらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境整備を推進します。

家庭においては、PTA等との連携のもと、「ノーメディアデー」の実施や、「家読(うちどく)」の運動等を推進し、子どもと大人が一緒に向き合う潤いのある家庭教育習慣の確立を目指します。

**ウ 「ココロねっこ運動」の推進**

本県の県民運動である「ココロねっこ運動」を積極的に推進し、本市の子どもたちが、夢と希望をもって成長できる環境の創造に努めます。

また、長崎県子育て条例第25条で定める「家庭の日」について、条例の趣旨に基づき、毎月第3日曜日は、部活動及び大会や発表会を基本的に実施せず、家庭における「家族のきずな」を深められるよう周知徹底を図ります。

※「ココロねっこ運動」

子どもたちの心の根っこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる県民運動

※「長崎県子育て条例第25条(条文)」

県民は毎月第3日曜日を標準として、毎月1回「家庭の日」を定め、家族のきずなを深めるように努めます。

2 県は市町などと連携して、家庭の日の趣旨について広報と啓発を行います。

**② 地域社会の教育力の向上**

**ア 地域教育力向上支援事業**

地域子ども教室の推進や通学合宿など地域学校協働活動の活性化に取り組み、子どもたちの異年齢集団による体験活動や地域の多様な大人との交流の機会を増やし、子どもの人間関係力を育むとともに、地域の連帯感の強化・活性化を図ります。

**イ 子育て支援のための保護者ワークショップの実施**

諫早市PTA連合会と連携した保護者ワークショップを開催し、保護者が抱える子育てに関する悩みや不安などの解消に努めます。

**【成果指標】(2) 家庭・地域の連携による青少年健全育成**

成果指標	基準値(R3)	目標値(R9)
地域子ども教室(小・中学生の放課後等の居場所づくり)の市内各地域における開設数	13 教室	18 教室

### (3) 地域が人を育み、人が地域を育む好循環のシステムづくり

「子どもは地域で育む」という基本理念の浸透が非常に重要となっており、異世代間交流や地域間交流等を通じて、子どもたちが実際の社会に出た時に「身に付けておいて良かった」と心から思うような「生き抜く力」の基礎となる「知恵」や、故郷を想う気持ちを、地域の大人や、団体、企業等が連携して伝えていく機運や体制づくりを進めていくことが必要です。

「地域の子どもは地域で育て、そこで育った子どもが将来、その地域の子どもを育てる」そのような好循環のシステムづくりが望まれます。

#### 【個別施策】

##### ① 笑顔と元気あふれる地域づくり

#### ① 笑顔と元気あふれる地域づくり

##### ア 地域の生産者や家庭と連携した学習機会の提供

農業を基幹産業とする本市においては、作物の生産や流通を身近に実体験できるといった地域特性を活かし、地域の生産者とのふれあいや農作業の体験活動等を通して、郷土への理解を深めるとともに、豊かな情操を育みます。

##### イ 地域子ども教室・子ども講座の開催

子どもたちが、地域住民との交流やさまざまな体験活動を通じ、豊かな知恵や規範意識の向上を図るとともに、子どもたちの放課後における安全な「居場所」を確保するための事業を充実します。

また、公民館は「土曜子ども応援講座」や「子ども防災講座」など子どもを対象とした講座を開催し、社会生活に必要な様々な体験活動の提供に努めます。

##### ウ 通学合宿等の実施

親元を離れ、地域住民とのふれあいを通じた生活を体験する通学合宿等において、仲間との「協働意識」や他者を「思いやる気持ち」、「感謝する気持ち」を育む機会の充実を図るとともに、子どもを核とした地域連帯感の醸成に努めます。

#### 【成果指標】(3) 地域が人を育み、人が地域を育む好循環のシステムづくり

成果指標	基準値(R3)	目標値(R9)
通学合宿の実施件数	0件	14件

※令和3年度は、9団体が実施を希望していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施件数は0件であった。(参考：令和元年度10件)

## （4） 過去と未来をつなぐ学びの創造

私たちが暮らす諫早市は、先人たちのたゆまぬ努力を礎として発展してきました。それぞれの地域には、文化財をはじめとした歴史的資産が数多く残されており、次世代への継承や郷土愛を育成していくために、これらの資産を有効活用していくことが望まれます。

### 【個別施策】

#### ① 歴史的資産の継承と活用

#### ① 歴史的資産の継承と活用

##### ア 郷土の歴史教育の充実

諫早市の歴史や文化を次世代へ継承していくため、歴史的資産を有効活用し、市民に対して史跡散策や郷土史講座など郷土史教育の機会の充実を図ります。

- ・「古文書」の解読・保存及び郷土学習資料としての活用促進
- ・歴史的資産のPRと観光資源としての活用推進の検討
- ・郷土の歴史・文化に関する市民向けプログラムの充実

### 【成果指標】（4）過去と未来をつなぐ学びの創造

成果指標	基準値(R3)	目標値(R9)
郷土歴史講座（史跡散策や郷土史教育をテーマとした公民館講座）の開催数	15 講座	20 講座

郷土歴史講座（史跡散策）の様子



## 基本目標2 確かな学力向上

### （1）学校における指導体制の充実

幼稚園や小・中学校における教育力の維持・向上のためには、優れた指導力と使命感を兼ね備えた教職員の育成が必要不可欠です。

また、特別支援学級など特別な教育の場で学ぶ子どもたちに限らず、小・中学校の通常学級にも特別な教育的支援を必要とする子どもたちが在籍していることも踏まえて、一人一人のニーズに応じた適切な支援を行うための体制作りや、幼・小・中の校種間連携の強化を推進する必要があります。

#### 【個別施策】

- ① 教職員の資質・能力の向上
- ② 特別支援教育の充実
- ③ 校種間連携の推進
- ④ 小規模校の学力維持・向上

#### ① 教職員の資質・能力の向上

##### ア 教職員研修の充実

教職員として求められる人間性や専門性の育成を目指し、体系的な教職員研修を実施します。

##### イ 研修交流の充実

幼稚園教諭と小・中学校教職員との合同研修の開催により、校種間の理解促進を図るとともに円滑な校種間の接続を図ります。

##### ウ 計画的な学校訪問の実施

計画的な学校訪問を実施し、教育管理面や教職員の資質・能力向上のための指導助言を行うことにより、教職員の資質や指導力の向上を図ります。

##### エ 幼稚園教諭の研修の充実

国や県等が主催する研修機会を有効に活用し、幼稚園教諭の資質・能力向上を図ります。

**オ 教職員の綱紀の保持**

学校教育に求められる信頼性の確保のため、教職員一人一人がその立場や役割を十分に自覚した綱紀の保持に努めます。

**カ 食育に関する教職員等の資質・能力向上**

幼稚園や小・中学校における食育推進のために、食育に関する研修会等の機会を設け、教職員並びに市関係職員等の資質・能力向上に努めます。

**キ 学校給食研究会による研究の推進**

教職員や調理員を対象に、学校給食をテーマに研究を推進し、諫早市学校給食研究会の一層の充実を図ります。

**② 特別支援教育の充実**

**ア 特別支援教育に関する研修会の開催**

特別支援教育研修会、特別支援教育コーディネーター研修会等の開催を通じて、教職員に対し専門的知識や指導法の習得に向けた取組を推進します。

**イ 就学相談の実施**

児童生徒や就学を直前に控えた幼児に対し、就学相談員による就学相談や助言を通じて、その就学先や学校生活に対する不安や悩み等の解消を図ります。

**ウ 特別支援教育補助員の適正配置と有効活用**

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の実態に応じて、特別支援教育補助員を適正に配置するとともに、効果的な学習活動支援体制を充実します。

**③ 校種間連携の推進**

**ア 幼稚園教育要領の内容の定着と家庭との連携・協力**

幼稚園教育要領の内容の定着を図るとともに、幼稚園と家庭との連携体制づくりを推進し、幼稚園教諭と幼児及び保護者間の十分な信頼関係に基づく「生きぬく力」の基礎を育む幼児教育の推進を図ります。

**イ 幼児教育と小学校教育との連携推進**

保育所等を含めた連携体制や活動の充実を図り、校種間のギャップを子どもたちの成長の原動力とできるような支援体制づくりに努めます。



**ウ 小学校教育と中学校教育との連携推進**

教職員の管理職研修や各主任研修等の機会を捉え、情報交換を行うとともに、必要に応じて連絡会を実施する等円滑な接続のための連携強化を図ります。

小中連携教育のモデル地区を指定し、小中間の教育内容の連携、教師の相互乗り入れの在り方等を研究し、魅力ある学校づくりに努めます。

**④ 小規模校の学力維持・向上**

**ア 複式学級の授業改善**

複式学級の指導に関する研修会等を通じて、複式学級を担当する教員に対し、専門的知識や学習指導法等の習得に向けた取組を推進します。

**イ 小学校小規模校における合同授業の実施**

保護者、地域の理解と協力を得ながら、地域での体験的な学習や児童の考えを発表し合う学習等において合同授業を実施することで、見方・考え方に広がりや深まりのある児童の育成に努めます。

**ウ 小学校小規模校間における遠隔授業の実施**

Web会議システムを利用した遠隔授業を通して、他者と連携したり、議論したりする学習を行うことにより、コミュニケーション能力や表現力の育成に努めます。

**【成果指標】（1）学校における指導体制の充実**

成果指標	基準値(R3)	目標値(R9)
教育効果を上げるために、コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用することができる教員の割合	小 86.7% 中 83.1%	小 100% 中 100%
小・中における特別支援教育を理解している教員の割合	小 67.9% 中 42.9%	小 100% 中 100%

## （2） 確かな学力の育成

これからの子どもたちが身に付けるべき資質・能力について、「生きて働く知識・技能の習得」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力の育成」、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養」という三つの柱で育成を図るために、主体的・対話的で深い学びを推進することや、カリキュラムマネジメントの充実を図る必要があります。

### 【個別施策】

- ① 教材教具の整備充実
- ② 読書活動の推進
- ③ 創意ある学習指導方法の工夫と改善
- ④ 情報教育の充実
- ⑤ 国際理解教育の推進
- ⑥ キャリア教育・ふるさとキャリア教育の推進

### ① 教材教具の整備充実

#### ア コンピュータ活用事業の推進

各小・中学校の子どもたちに対し、1人1台のタブレットパソコンを配備し、子どもたち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現を図ります。

#### イ 学習指導要領に対応した教材教具の整備

子どもたちが意欲的に授業等に取り組み、教育効果を向上させるため、各小・中学校の実態に即した精査を行うとともに、学習指導要領に則った教材教具の整備を図ります。

### ② 読書活動の推進

#### ア 学校図書整備事業の推進

子どもたちの自主的・主体的な学習や読書活動を推進するために、読み応えのある図書や、調べ学習で活用する新しいデータが載っている図書を整備し、学校図書館のこれまで以上の授業等における利活用を目指します。

蔵書数の目標値である、学校図書館図書標準冊数については、ほぼ全ての小・中学校で達成されていますが、今後も図書の廃棄基準の設定による図書の新陳代謝を図るなど「調べ学習に役立つ」図書、「読みたくなる」図書の整備に努めます。

#### イ 学校における「読書の時間」の設定

読書に親しみながら、豊かな心と言葉の力を育むため、各小・中学校に「読書の時間」を設け、読書量の増加と質の向上を図ります。

#### ウ 学校図書館運営支援員の配置と連携の強化

全小・中学校に配置している学校図書館運営支援員と学校図書館教育担当教員が連携を図りながら、学校内での読書活動を活発化させ、様々な本に触れることにより、豊かな情操や知的好奇心を育みます。

#### エ 学校図書館ボランティアとの連携協力

全小・中学校に学校図書館ボランティアの結成を推進するとともに、各ボランティアへの支援を図ります。

また、学校図書ボランティアの協力を得て、親しみやすく、子どもたちが利用しやすくなる学校図書館の環境づくりを推進します。

### ③ 創意ある学習指導方法の工夫と改善

#### ア 学力向上対策の充実

学力向上に関する目標の共有化と授業改善を図るため、「諫早市授業改善重点項目」を明示するとともに、学力向上への取組・実践等が良好な学校の紹介を行うなど啓発活動に取り組みます。

また、各学校では、子どもたちの実態に応じた個別の「学力向上プラン」を作成し、PDC Aサイクルによる授業の改善や個々の能力に応じた指導体制の整備に努めます。

#### イ 研究校（教科等中心校）の指定

研究校（教科等中心校）を指定し、教材の開発や指導法の工夫による授業改善に向けた取組を推進します。

#### ウ 学習サポーターの活用

教員免許を持つ学習サポーターを派遣し、子どもたちにきめ細かな個別学習指導や支援を提供することにより、一層の学力向上を目指します。

#### ④ 情報教育の充実

##### ア 情報教育研究会の開催

教育ICT環境を有効活用した「わかる授業」の充実と教職員のスキルアップを図るため、情報教育研究会を開催します。

##### イ ICT活用教育の推進

情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実に努めます。

##### ウ 情報モラルに関する指導の充実

道徳科や各教科等を通じて情報モラル教育の充実を図り、将来の変化を予測することが困難な時代を生きぬく態度や力を身に付けるための指導を行います。

また、子どもたちがネット犯罪等の被害者にならないための指導に努めます。

#### ⑤ 国際理解教育の推進

##### ア 外国語教育、総合的な学習の時間等における国際理解教育の推進

外国語教育の充実と外国文化への興味・関心を高めることを通して国際理解の推進とグローバル化する社会に対応できる子どもたちの育成を目指します。

##### イ 外国語教育の研修機会の充実

外国語教育研修会の発展・充実に努めるとともに、学びの連続性に配慮した小・中連携による研修のあり方を研究・実施します。

##### ウ 外国語指導助手（ALT）の派遣

ALTを各小・中学校に派遣し、子どもたちがネイティブスピーカーの英語に実際に触れることにより、英語に対する興味や関心を深めるとともに外国のことを進んで理解したり、外国人と積極的にコミュニケーションをとったりしようとする態度を育成します。

#### ⑥ キャリア教育・ふるさとキャリア教育の推進

##### ア 教育活動全体を通じたキャリア教育の推進

一人一人の子どもが、将来の社会的・職業的自立に向けて、現在の学習と実社会との繋がりを意識し、目的を持って主体的に学ぶ教育を推進します。

イ 教育活動全体を通したふるさとキャリア教育の推進

ふるさとの特色や課題等の理解を通してふるさとへの誇りと愛情を育み、広い視野をもって協働して学ぶ教育を推進します。

【成果指標】（2）確かな学力の育成

成果指標	基準値(R3)	目標値(R9)
全国学力・学習状況調査の平均正答率	小国 -2.7点 小算 -3.2点 中国 -4.6点 中数 -2.2点	全国平均正答率以上

ICT・デジタル教科書



ふるさとキャリア教育



### (3) 健やかな体の育成

薬物による犯罪が数多く報道される中、特に思春期であり精神的に成熟していない子どもたちに対する「薬物乱用防止の指導」や「性に関する指導」の確立は、全国的にも喫緊の課題となっています。また、健やかな体を育むために運動習慣の確立や運動部活動に関する様々な検証が必要であるとともに、子どもたちを取り巻く環境を十分に理解し、積極的に体を動かす機会をつくっていくことも必要です。

#### 【個別施策】

- ① 学校保健の推進
- ② 学校体育の推進
- ③ 食育の推進

#### ① 学校保健の推進

##### ア 子どもたちの健康管理の徹底と保健教育の充実

各種健康診断の結果と統計等の比較検証により、その課題を明らかにしたうえで「保健だより」等を活用した啓発活動を推進します。

また、子どもたちの実態をしっかりとつかみ、必要な指導をタイムリーに施していくよう努めます。特に思春期にあたる子どもたちについては、「薬物乱用防止教室」や「性に関する指導」等の重点的指導を図ります。

##### イ 学校保健委員会の設置と活性化

各小・中学校において学校保健委員会を設置し、子どもたちの健康の保持と増進に向けた対策の充実を図ります。

#### ② 学校体育の推進

##### ア 体力づくりの推進

体力テストや毎年実施される全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結果を分析・検証し、本市独自の「諫早市体力向上プラン」を策定し、子どもたちの体力向上に努めます。

#### イ 学校、保護者及び関係競技団体との緊密な連携

小学校の社会体育や中学校の運動部活動については、関係者や関係競技団体との緊密な連携のもと、競技力の向上のみならず、発達段階に応じた適切な活動かどうかの検証やその改善に努め、スポーツを通じた子どもたちの体力の向上や健全育成活動の充実を図ります。

#### ウ 安全に配慮した指導法の確立

小学校においては、ほぼ全ての教職員が体育の授業を担当することもあり、特に苦手意識を持つ教職員の指導力向上を図るとともに、中学校の武道をはじめとする安全に配慮した指導法の確立を目指し、研修会等の充実に努めます。

#### エ 栗林スポーツ賞の表彰

優秀な競技水準をもち模範的なスポーツマンシップを発揮した児童生徒又は団体を栗林スポーツ賞として顕彰し、更なる競技力と意欲の向上に寄与します。

### ③ 食育の推進

#### ア 食に関する指導の充実

子どもたちが食に関する正しい理解を深め、望ましい食習慣を身に付けるため、栄養教諭や学校栄養職員の専門知識を活用しながら、学校全体が連携して食育指導の充実を図ります。

- ・ 学校別食育推進組織の整備及び食育推進計画の作成
- ・ ブロック別食育推進協議会の開催
- ・ 食育指導研修会による食育指導者の資質向上

#### イ 学校と家庭の連携

食育に関する情報発信や食に関する体験学習を通じて、保護者との連携を深め、食に関する指導の重要性を理解してもらい、家庭での食育に活かされるような取り組みを行います。

- ・ 食育だよりの発行
- ・ 朝食習慣アンケートの実施
- ・ 子どもが作る弁当の日の実施

【成果指標】（3）健やかな体の育成

成果指標	基準値(R3)	目標値(R9)
全国体力、運動能力、運動習慣等調査における全国平均以上の種目（小：全8種目 中：全9種目）	小男 1種目 小女 2種目 中男 6種目 中女 6種目	小男 4種目以上 小女 4種目以上 中男 8種目以上 中女 8種目以上
朝食を毎日食べる子どもの割合（小学生）	90.0%	100%
朝食を毎日食べる子どもの割合（中学生）	89.3%	100%

食育における活動





## 基本目標3 教育環境の充実

### （1）安全・安心で快適な環境づくり

新たな時代の要請として、省エネルギー対策や地球温暖化対策に考慮した施設の整備が必要となっており、環境負荷の低減といった直接効果のみならず、子どもたちの環境教育の教材としての効果も期待されています。

これまで学校または通学路において子どもたちの命に関わる重大な事件等が全国で発生しており、防犯対策の更なる強化についても取り組むべき課題となっています。

また、「地域とともにある学校づくり」をめざし、学校と保護者及び地域住民の連携・協働の強化を図り、教育活動の公開や情報発信、学校運営協議会・学校支援会議の活性化等による「開かれた学校づくり」を推進する必要があります。

#### 【個別施策】

- ① 学校施設の長寿命化改修
- ② 学校施設の適切な維持・管理・営繕の推進
- ③ 学校の防災機能強化対策
- ④ 快適な学習環境づくり
- ⑤ 学校安全の推進
- ⑥ 通学区域及び学校規模の適正化
- ⑦ 学校評価システムの活用
- ⑧ 開かれた学校づくり
- ⑨ 学校・家庭・地域が連携・協働した教育の推進
- ⑩ 生涯学習活動の場の整備

#### ① 学校施設の長寿命化改修

##### ア 学校施設の長寿命化改修等

現在、多くの学校施設では長寿命化改修が必要とされています。コスト縮減、予算の平準化を図りつつ、学校施設の役割等を考慮した上で、諫早市学校個別施設計画及び学校施設整備計画に基づき、計画的かつ効率良く施設整備を進めていきます。

## ② 学校施設の適切な維持・管理・営繕の推進

### ア 小・中学校の適正規模化に対応した学校施設の整備

少子化の進行により児童生徒数は減少傾向にあるものの、宅地開発や市街化が進展している地域では大きく増加している学校もあり、学校ごとに将来的な推計を行うとともに、少人数学級編制の進展等への適切な対応を含め、計画的な整備を図ります。

### イ 学校施設各種設備の保守・点検・修繕等

充実した教育活動のため、学校施設の設備について、定期的な保守及び点検を実施し、適切な修繕や改修等を行います。

また、児童生徒及び教職員の健康を保護するため、学校環境衛生基準に基づき、学校の適切な環境の維持に努めます。

## ③ 学校の防災機能強化対策

### ア 学校施設の防災機能強化の推進

諫早市地域防災計画において、各市立小・中学校の屋内運動場のうち26施設が広域避難場所（地区別避難所を含めると33施設）に指定されており、災害時においては重要な役割を担っていますが、近年の大規模な地震では、天井材の落下など、いわゆる「非構造部材」の被害も発生しています。このため、避難した住民が落下物などで被害にあわないよう安全性を確保したうえで、避難所としての必要な諸機能を備えておくことが必要です。

今後の改築や大規模改修に際しては、国による様々な財政支援制度を利用しながら、非構造部材の耐震対策とともに学校の防災機能強化を図ります。

### イ 学校の危機管理体制づくり

これまで、学校ごとにその地域特性に応じた「危機管理マニュアル」を策定し、連絡体制の整備や避難訓練等を実施していますが、前触れもなく発生する自然災害への対応等、危機管理体制の更なる整備・充実を図ります。

- ・各小・中学校、幼稚園の地域特性に配慮した防災・安全マップの作成・周知
- ・市関係部署及び関係機関との連携強化による危機管理体制の整備・充実

### ウ 防災教育の充実

防災教育については、各市立小・中学校、幼稚園での避難訓練の実施のみに止まることなく、「防災教育計画」に基づいて、教育課程の中で計画的・継続的な指導を行います。

#### ④ 快適な学習環境づくり

##### ア バリアフリー化とトイレの洋式化の推進

学校施設は、子どもたちが日中の大半を過ごす学習と生活の場であるとともに、地域のコミュニティの拠点としての役割を担っています。

そのため、今後の長寿命化改修の実施に併せて、バリアフリー化やトイレの洋式化など、障害のある方や高齢者にも優しい施設づくりに努めます。

##### イ 省エネルギー・地球温暖化対策の推進

省エネルギー対策や地球温暖化対策を考慮することは、環境負荷の低減といった直接効果のみならず、子どもたちの環境教育の教材としての活用等も期待されていることから、その積極的な推進を図ります。

#### ⑤ 学校安全の推進

##### ア 防犯対策の強化

現在、学校侵入者等から子どもたちを守る目的で、出入口の施錠やさすまた等防犯器具の配置等を行っています。

通学路での防犯対策等については、学校職員や保護者、地域住民と連携・協力して取り組む体制の構築に努めます。

##### イ 保健室の充実と児童生徒等の健康保持増進

児童生徒の不慮の怪我や病気に対し、学校内で一次処置を行う保健室の医薬品・備品の充実に努め、機能充実に努めます。

また、薬物乱用防止教室や性に関する指導の充実に努めるとともに、児童生徒及び教職員に対し、結核その他感染症への罹患防止等健康管理の徹底に努めます。

- ・保健室機能の充実
- ・学校保健委員会の活性化
- ・薬物乱用防止教室の全校実施
- ・医師会との連携による性に関する指導の充実
- ・結核対策委員会の設置

### ウ 通学路の安全確保の徹底

集団登下校や保護者、地域住民等による立哨指導を促進するとともに、関係機関の協力・連携のもと通学路の安全点検を行い、現状把握と危険排除のための対応に努めます。

また、「子ども110番の家」について周知を図るなど事件の防止や防犯意識の啓発を進めます。

- ・通学路の安全確認の徹底と安全指導の推進
- ・市関係部署及び関係機関との連携による通学路のハード整備推進
- ・保護者、地域住民及び関係機関の協力・連携による交通安全運動の充実

### エ スクールネットの活用

子どもたちが事件等に巻き込まれることを未然に防止するためには、不審者情報の共有化と情報発信の迅速化が重要です。現在、諫早市スクールネットを利用し不審者情報を発信しています。

## ⑥ 通学区域及び学校規模の適正化

### ア 学校の適正配置の推進

少子化の進展により、児童生徒数が減少している過小規模校がある一方で、宅地開発やマンション建設等により児童生徒数が増加している大規模校が混在しています。

また、市内小・中学校の通学区域については、地域のコミュニティが形成されてきた歴史的経緯や生活圏域を重視するとともに、河川、道路等登下校途上の交通安全を考慮しながら決定されています。

今後、市内全域の小・中学校の現状を俯瞰的に捉え、学校・地域の状況や特色に応じて、学校の適正配置等を統廃合だけでなく、小中一貫校及び義務教育学校など新しい学校の在り方も含めて検討していきます。

小・中学校は、地域のコミュニティの核となる施設でもあり、通学区域及び学校規模の適正化については、保護者をはじめ地域住民の方の意見を十分にお聞きしながら進めていきます。

### イ 必要に応じた指定学校の変更

諸般の事情により、居住地の指定された学校以外の学校への就学希望者に対し、「諫早市小・中学校の指定学校変更等の許可判断基準」に基づき、指定学校の変更を行っていきます。

## ⑦ 学校評価システムの活用

### ア 学校評価ガイドラインに基づいた学校評価

本市における独自の「学校評価ガイドライン」に基づいて、本計画において掲げる「本市の目指す人物像」を全学校における共通目標とした評価項目を精選します。また、各学校の地域特性や特色等を生かすための各校独自の評価項目の検討と設定を行い、実効性のある学校評価を推進します。

#### ○学校教育法施行規則

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うにあたっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

## ⑧ 開かれた学校づくり

### ア 情報公開の推進と地域連携の強化

地域の人々と一体となって子どもたちを育てていくため、学校便りやホームページを利用した情報発信をはじめ、長崎っ子の心を見つめる教育週間や土曜授業等を利用した学校活動の公開等を充実していきます。

また、各学校に設置される学校運営協議会や学校支援会議の取組を通して、各学校が「地域とともにある学校づくり」の推進をめざし、地域の特性を生かした学校の教育活動を充実していきます。

- ・学校便り、ホームページ等による積極的な情報公開
- ・学校運営協議会や学校支援会議等の関係団体との連携強化
- ・地域学校協働本部や地域学校協働活動関係団体との連携強化
- ・学校関係者評価委員会の効果的活用

## ⑨ 学校・家庭・地域が連携・協働した教育の推進

### ア 幼稚園の人材及び施設を活用した子育て支援の充実

幼稚園は、地域の子育て支援の拠点として、その施設・人材・ノウハウを活用し積極的に子育てを支援していく役割を果たすことが求められています。諫早市立幼稚園でも、専門的な子育て相談や、未就園児と在園児の交流活動等を実施し、地域に開かれた幼稚園づくりを推進します。

### イ 地域人材の活用

地域人材をゲストティーチャーとして招聘し、「総合的な学習の時間」等をはじめとした様々な教育活動に活用します。

また、地域との連携をより深め、学校教育へフィードバックさせるため、地域人材の活用に関するコーディネート体制の充実を推進します。

### ウ 情報公開の推進と地域連携の強化

地域の人々と一体となって子どもたちを育ていく「地域とともにある学校づくり」を推進するため、学校便りやホームページを利用した情報発信をはじめ、教育週間を利用した学校活動の公開等を充実していきます。

また、各学校に設置される学校運営協議会の活用や学校支援会議の取組を通して、地域の特性を生かした学校の教育活動を充実していきます。

### エ 学校と地域の交流促進

子どもを核とした地域の再活性化を目的として各小・中学校区に学校運営協議会又は学校支援会議を設置・運営し、地域学校協働活動へつなげ、異世代間交流など学校と地域が連携・協働した教育活動の充実・推進を図ります。

### オ 関係団体との連携強化による非行防止及び環境浄化の推進

不登校や引きこもりの問題をはじめ、携帯電話やインターネットを媒体とした新しいじめや犯罪の発生など複雑・多様化する教育課題に対応するため、PTAや青少年健全育成会等関係団体との連携強化による情報の共有化・対応策の実行を図ります。

- ・ P T A、青少年健全育成会その他関係団体に対する指導・助言等の支援
- ・ 学校と各地区青少年健全育成会、自治会等地域社会との連携強化
- ・ 地域ぐるみでの「子どもの見守り活動」の推進

## ⑩ 生涯学習活動の場の整備

### ア 公民館・社会教育施設機能の充実

公民館・社会教育施設は、市民の気軽な集いの場であるとともに、自主活動や生涯学習における地域の拠点施設と位置づけられています。しかしながら、施設の老朽化により雨漏りや空調機の故障等様々な不具合も生じてきており、長寿社会を迎えるにあたって、バリアフリーに配慮した、誰もが利用しやすい施設づくりのための整備を計画的に推進します。

### イ 図書館サービスの充実

「図書館のまち諫早」の充実を目指し、子どもから高齢者までの誰もが利用しやすく、親しみの持てる図書館づくりを推進します。

- ・ 図書館資料の充実
- ・ 移動図書館車（どんぐり号・本吉）の充実
- ・ レファレンスサービス<sup>※</sup>の充実
- ・ パスファインダー<sup>※</sup>の充実
- ・ O P A C、セルフ貸出機、スマートフォンでの利用者カード表示サービス等、I Tを活用した利便性の向上
- ・ 快適で安全なW i - F i 環境の整備
- ・ ブックスタート事業の充実
- ・ ハンディキャップサービスの充実
- ・ 子どもから高齢者までに対応した、多様で魅力的な講座の実施
- ・ 郷土が輩出した文人の展示や企画展の実施
- ・ 時期にあった特集・企画の実施
- ・ 学校図書館や公民館との連携による図書館サービスの充実
- ・ ボランティア団体との連携による多様な企画の実施

#### ※「レファレンスサービス」

利用者が必要な情報や資料を求めた際に、図書館職員が情報そのものあるいは必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務

#### ※「パスファインダー」

あるテーマについて調べるときに役立つ基本的な図書資料、情報源、その探し方などを紹介した“道しるべ”役の情報資料

【成果指標】（1）安心・安全で快適な環境づくり

成果指標	基準値(R3)	目標値(R9)
市立小中学校の屋内運動場の天井照明の耐震化完了校	32校	全42校
市立小中学校のトイレ洋式化改修*完了校	10校	全42校
図書館サービスの充実による図書館利用者の増	244,000人	300,000人

※一部和式トイレを残しています

移動図書館車（どんぐり号）





## （2）安全・安心な学校給食の充実

子どもたちにとって給食は学校生活の大きな楽しみのひとつです。その期待に応えるためにも、安全性を確保し、安心して食べることができる給食を提供することが必要です。

衛生管理を万全にしておくほか、民間活力の有効活用を図りながら給食運営体制の機能を高めていくことが重要です。

### 【個別施策】

- ① 衛生管理の徹底
- ② 安全性の確保
- ③ 食育環境の充実

#### ① 衛生管理の徹底

##### ア 施設の衛生管理

学校給食衛生管理基準に基づく施設の衛生検査や日常点検を実施し、安全・安心な給食を提供します。

##### イ 学校給食従事者の衛生管理

諫早市学校給食衛生管理マニュアルを統一指針として、各種研修会等を充実し、学校給食従事者の意識と資質・能力の向上に努め、食中毒等の防止に向けた衛生管理の徹底を図ります。

#### ② 安全性の確保

##### ア 食物アレルギーへの確実な対応

食物アレルギーを有する子どもたちに対応食（アレルゲン除去食、代替食）を提供するとともに、学校や家庭と連携し、学校給食における食物アレルギー事故防止に努めます。

- ・アレルギー対応委員会の開催
- ・学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの改訂
- ・食物アレルギー管理システムの活用

**イ 異物混入事故防止**

学校給食における異物混入対応ガイドラインを基に、食材管理をはじめ、給食センターの施設設備管理や作業管理、学校における食品の取扱いや食事環境等の管理を徹底し、異物混入事故防止に努めます。

**③ 食育環境の充実****ア 食に関する指導の充実【再掲】**

子どもたちが食に関する正しい理解を深め、望ましい食習慣を身に付けるため、栄養教諭や学校栄養職員の専門知識を活用しながら、学校全体が連携して食育指導の充実に努めます。

- ・学校別食育推進組織の整備及び食育推進計画の作成
- ・ブロック別食育推進協議会の開催
- ・食育指導研修会による食育指導者の資質向上

**イ 学校給食における地産地消の推進**

地域の産物、食文化や食に関わる歴史に対する理解と関心を深めるため、郷土料理や地場産物の使用促進を図り、食に関する指導に活用します。

- ・学校給食への郷土料理・行事食の採用及び食育の教材として採用
- ・地場産品や旬の食材を活用した学校給食の提供

**ウ 学校と家庭の連携【再掲】**

食育に関する情報発信や食に関する体験学習を通じて、保護者との連携を深め、食に関する指導の重要性を理解してもらい、家庭での食育に活かされるような取り組みを行います。

- ・食育だよりの発行
- ・朝食習慣アンケートの実施
- ・子どもが作る弁当の日の実施

### （3） 教育の機会均等の確保に向けた方策の推進

諫早市の未来を担うすべての子どもたちが、等しく質の高い教育を受ける環境を創出し、向学心を伸ばすとともに有為な人材を育成することが重要です。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る対策が必要であり、就学援助制度や奨学金制度等について、きめ細かな広報に取り組み、その活用・充実を図っていくことが求められています。

#### 【個別施策】

##### ① 安心して学習できる環境づくり

#### ① 安心して学習できる環境づくり

##### ア 就学援助制度の充実

要保護及び準要保護世帯又は心身に障害を有する子どもたちを対象に就学援助を実施し、学用品や学校給食などの費用の一部を援助します。

迅速で正確な事務処理に務め、更なる事務の改善を図るとともに申請方法など制度の周知徹底を行います。

##### イ 遠距離通学援助の実施

自宅から学校までの通学距離が、4 Km以上の児童と6 Km以上の生徒を対象に、路線バスの乗車証の無償提供をはじめ、諫早市公用バスを利用したスクールバス及び民間タクシーを借り上げてのスクールタクシーの運行を行っています。

今後も遠距離通学を行う子どもたちの登下校時における通学の便宜と安全の支援に努めます。

##### ウ 諫早市奨学金貸付制度の充実

教育の機会均等と有為な人材の育成のため、向学心があるにも関わらず経済的事由により、高校・大学等への進学が困難な方を対象に、諫早市奨学金貸付基金からの無利子貸付を実施します。

#### 【成果指標】

数値の大小で評価できないため、成果指標は定めませんが、引き続き、就学援助制度や奨学金制度等による教育の機会均等の確保に取り組めます。

## 基本目標4 生涯学習の充実

### （1） 学びの場づくり

これからの少子高齢化社会・長寿社会を豊かなものにしていくためには、一人一人の「生きがいづくり」が重要です。市民の誰もが、そのライフステージに合わせ、いつでも快適に学習機会へアクセスすることや、気軽に取り組めるスポーツに取り組むことを可能とする環境を整備することにより、そこで得た知識や能力を発表したり地域社会の中で発揮したりする活動機会を創出又は充実させていくことが重要な課題となっています。

#### 【個別施策】

- ① 人材の発掘・育成
- ② 多様な学習機会の提供
- ③ 生涯スポーツの推進

#### ① 人材の発掘・育成

##### ア 社会教育団体に対する支援

子ども会、青少年健全育成会、PTA、婦人会等の社会教育団体に対し、社会教育の視点から活動の支援を行います。

##### イ 世代間交流の推進による高齢者等の活躍の場の創出

世代間交流を活発にし、地域の高齢者等がこれまで培った経験や技術、知識等を幅広い世代に提供・継承していく機会を創出することで、充実した地域教育コミュニティの構築を図ります。

また、地域の高齢者等の活躍の場が創出されることにより、生きがいづくりや更なる生涯学習活動への意欲の向上に寄与します。

##### ウ 図書ボランティアと連携したイベントの開催

図書ボランティア団体との連携を図りながら、地域の人材を活用した図書館行事の開催に努めます。

- ・ 図書館フェスティバルの開催
- ・ おはなし会等子どもイベントの開催
- ・ いちごコンサートをはじめとするミニコンサートの開催

## ② 多様な学習機会の提供

### ア 公民館事業の推進

多様化するライフスタイルや、それぞれのライフステージに応じて多種多様な公民館講座を開催しています。誰でも・いつでも・どこでも学習機会へアクセスできるように講座開催事業を充実します。

また、県や各関係団体とも連携を図るとともに、ボランティア講師となる人材の育成を推進します。

- ・各公立公民館での「青少年講座」「一般講座」「高齢者講座」「その他(家庭教育、人権、防災等)」の開催
- ・自治公民館等へ出向いての「出前講座」の開催
- ・「託児付き」公民館講座の開催

### イ 生涯学習に関する情報提供の充実

市報や公民館だよりをはじめ、市ホームページや「ながさきまなびネット」等、様々なメディアを通じて生涯学習情報を積極的に発信し、「知りたい!」「やってみたい!」等、生涯学習に対する市民の意欲の向上を図ります。

### ウ 読書活動の推進

講演会や図書館講座等を充実し、読書活動の推進と図書館の利用促進を図ります。

また、子どもたちが本に親しみ、図書館への親近感を感じられるようボランティア団体の協力を得ながら「おはなし会」やブックスタート事業を充実するなど、読書習慣の定着を目指し「子ども読書諫早プラン」を着実に推進します。

### エ リカレント教育の推進

社会人が仕事などに活用できるスキルを学び直せる講座を開催し、リカレント教育の推進を図ります。

### オ 社会教育による健康増進のための食育の推進

保護者および子どもたちが望ましい生活習慣を身に付けるための講座等の充実に努めます。

## ③ 生涯スポーツの推進

### ア スポーツを楽しむ機会の充実

子どもから高齢者まで、誰でも気軽に取り組める軽スポーツを学ぶ機会を提供します。

## 【成果指標】(1) 学びの場づくり

成果指標	基準値(R3)	目標値(R9)
世代間交流講座（地域の子ども達と大人の触れ合いをテーマとした公民館講座）の開催数	5 講座	15 講座
リカレント教育講座（社会人が仕事などに活用できるスキルの学び直しをテーマとした公民館講座）の開催数	5 講座	15 講座

世代間交流講座(しめ縄づくり)



図書ボランティアと連携したイベント



## （2） 学びから行動へ

人材の活用については、特に、高齢者が様々な行動を行うことで、高齢者自身の生きがいや健康増進につながるものであり、多忙な子育て世代を支援することや地域おこしにもつながることから、高齢者の出番を増やすことが重要です。

### 【個別施策】

#### ① 学習の成果を活動につなげる仕組みづくり

#### ① 学習の成果を活動につなげる仕組みづくり

##### ア 公民館における自主学習グループ等活動の推進

地域の社会教育関係団体や自主学習グループの活動を支援し、市民一人一人が自ら学び、実践する活動を推進します。

##### イ 生涯学習ボランティアの育成

各分野で活躍する地域住民や自主学習グループ構成員等からの人材を発掘するとともに、生涯学習ボランティアとして育成を図り、公民館講座や地域子ども教室又は各種文化活動の場を通じて、豊かな経験や技術、知識を次世代へ継承していきます。

- ・ 公民館講座を利用した人材の育成及びボランティア意識の啓発
- ・ 自主学習グループ等の人材の発掘・育成

#### 自主学習グループを活用した講座の様子

令和4年度 小栗公民館講座  
自主学習グループによる講座  
～スポーツ吹矢にチャレンジ！～



